

宿泊施設における感染が疑われる方への対応について

山梨県 福祉保健部 健康増進課

1 はじめに

- このガイドラインは、新型コロナウイルスの感染が疑われる方が宿泊施設を利用する場合に備えて、宿泊施設向けに事前の準備と対応の方針を記載したものです。
- 「感染が疑われる方」とは、以下のような方です。
 - ① 熱やかぜ症状などの体調不良がある方
 - ② 濃厚接触者
 - ・ 患者と1 m以内で15分以上マスクをせずに接触していたなど保健所が濃厚接触者と特定した方
 - ③ PCR検査の結果待ちの方
 - ・ PCR検査を受けた後、結果が判明するまでは自宅待機を要請していますが、これを守らず来訪された場合

2 事前の準備

【宿泊客に対して周知すること】

- 宿泊客に対して、**マスクの着用や手洗い・手指消毒の励行**を周知してください。
- 宿泊客に対して、体調不良や濃厚接触者となった場合は、**申告するよう周知**をしてください。
- 宿泊客が入館する際に**健康調査票を記入**するなど、宿泊者の状況把握に努めてください。

[健康調査票の記載事項例]

体温、現在の体調、陽性者との接触の有無、濃厚接触者に該当するか など

【従業員が徹底すること】

- **国の示す業種別ガイドライン**を改めてご確認ください。
- 県の休業要請を個別解除するガイドラインを策定している場合は、改めてご確認ください。
- 従業員は**マスクの着用や手洗い・手指消毒を徹底**してください。
- 感染が疑われる方がいた場合に**使用する部屋、接客する担当者**（可能な限り限定）、**他の宿泊客と接触しない工夫**などを事前に検討してください。

3 体調不良の方への対応

(1) 体調不良の方の把握

- 入館時の体調チェックを徹底してください。
(例)・検温と体調不良の自覚症状の有無の確認
- 体調不良の方のうち以下の症状がある方には、本人の同意を得て、**宿泊施設が保健所に連絡し、本人と代わってください。**

[山梨県における保健所への相談目安]

- 発熱があり、かつ、
✓ かぜ症状(せき、のどの痛み、頭痛、倦怠感など)がある
または
- ✓ 味やにおいがわからないなどの異常を感じる

[保健所の相談対応時間帯の目安]

- 平日は8：30～17：15
- 夜間・休日は、メッセージで緊急連絡先(携帯)をご案内します。

(2) 保健所連絡後のサポート

- 保健所は、相談を受けた場合、以下のような指導を行います。
 - ・ 帰国者・接触者外来の受診
 - ・ 一般医療機関の受診
 - ・ 帰宅
 - ・ 宿泊施設での経過観察
- この場合、マスクの着用などの感染防止対策を講じたうえで、利用者に対するサポートをお願いします。

(例)・医療機関の場所を案内する

※ 「やまなし医療ネット」で現在受診可能な近くの医療機関を検索できます。

- ・ 体調不良の方と接客する担当者を限定する
- ・ 他の利用客と接触しないよう専用の部屋を用意し、外に出ないように要請する
- ・ 食堂など共有スペースの利用を控えるよう案内する

4 濃厚接触者等への対応

(1) 保健所への連絡

- 利用者が滞在中に**濃厚接触者と判明**した場合、本人の同意を得て、**宿泊施設が保健所に連絡し、本人と代わって**ください。その後の対応は保健所の指示に従ってください。
- 濃厚接触者の場合、**全員が検査の対象**となります。

(2) 保健所連絡後のサポート

- マスクの着用などの感染防止対策を講じたうえで、利用者に対するサポートをお願いします。
 - (例)・保健所から指示された医療機関の場所を案内する
 - ・他の利用客と接触しないような専用の部屋を用意し、外に出ないように要請する
 - ・濃厚接触者と接客する担当者を限定する
 - ・食堂など共有スペースの利用を控えるよう案内する

(3) 検査の結果により陽性となった場合

- 陽性と判明した方は、県内の医療機関に入院となります。
- 入院先が決まるまで、上記(2)の例にある感染予防対策を講じたうえで、本人に宿泊施設で待機するよう要請してください。
- 本人の対応が終わった後、保健所の指示に従って調査等へのご協力をお願いします。
 - (例)・現地での本人の行動歴や接触者の確認、消毒作業 など

5 陽性者や PCR 検査待ちの方の来訪が発覚した場合

- **速やかに保健所にご連絡**ください。

6 各保健所の連絡先

名称	電話番号	管轄地域
甲府市保健所 医務感染症課 感染症係	055-237-8952 ※24 時間対応	甲府市
中北保健所 地域保健課	0551-23-3074	甲斐市・中央市・昭和町 韮崎市・南アルプス市 北杜市
峡東保健所 地域保健課	0553-20-2752	山梨市・笛吹市・甲州市
峡南保健所 地域保健課	0556-22-8158	市川三郷町・早川町 身延町・南部町・富士川町
富士・東部保健所 地域保健課	0555-24-9035	富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村

※ 夜間・休日であって緊急の場合は、メッセージで案内する緊急連絡先（携帯）にご連絡ください。